

# 力を合わせて新しい未来を

新型コロナウイルス感染症と共存しつつ、元の生活を取り戻す局面に入ってきました。

本市では、コロナと共存する生活を見据え、あらゆる対策に全力で取り組んでいます。

本市独自の取り組みとして、感染拡大を防止するため、検査体制を拡充し、1日最大36人の検査ができるようになりました。また、地域経済の回復のため、事業者・個人農業者、地域の市民団体への助成やプレミアム付き飲食券「宮の食ベトクノチケット」の発行などを行っています。

7月以降は、新たに、国の制度であるひとり親世帯臨時特別給付金の支給や市独自の公共交通事業者への支援、中小企業の事業継続を支えるための家賃支援など、幅広い支援を積極的に行っています。

また、私をはじめとした特別職の給与の削減や「新型コロナウイルス感染症対策基金」を活用し、財源確保にも努めてまいります。

今後も、市民・事業者の皆様健康を守り、地域経済がV字回復できるようにスピード感を持って、着実に取り組んでまいりますので、皆様には「うつさない・うつらない」ための感染防止対策に努めていただき、再び感染が拡大しないよう、ご協力をお願いいたします。

市民の皆様と行政が力を合わせて、コロナ時代を力強く生き抜き、新しい未来を切り開いていきましょう。



宇都宮市長 佐藤栄一

もう習慣付いていますか？

## 感染防止の3つのポイント

ID 1023684

基本的な感染防止対策を取り入れた生活様式を実践し、再び感染が拡大しないようにしましょう。

### 1 小まめな手洗いや手指消毒をする

▼せっけんを使って、丁寧に手を洗う。



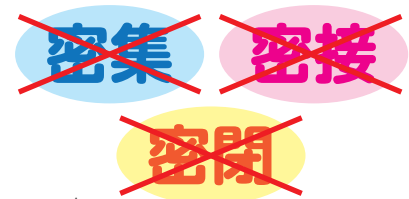
### 2 外出する時はマスクを着用する

▼マスクが無い時は、袖やティッシュ・ハンカチで口と鼻をおおう。



### 3 「3密」(密集・密接・密閉)を避ける

▼3つの密が重なる場所は特に避けて、小まめに換気をする。



＼ コロナと共存する現在の、新しい生活様式 /

### 買い物・外出

安全・安心な買い物・外出を心掛けよう

- ▼買い物は計画的に、人が少ない時間に行く。
- ▼できる限り、購入しない品物には触らない。
- ▼発熱や風邪症状がある時は外出を控える。



### 仕事

働き方の新しいスタイル

- ▼テレワークや時差出勤を継続。
- ▼休憩スペースは一度に利用する人を減らす。
- ▼職場などは1時間に2回以上を目安に換気する。



### 学校

オンラインサービスの活用

- ▼学校と児童生徒・保護者をつなぐ双方向の連絡手段を確保する。
- ▼映像教材を視聴し問題に取り組むなど、学習に生かすサービスも導入する。



### 市有施設の利用・イベントの開催

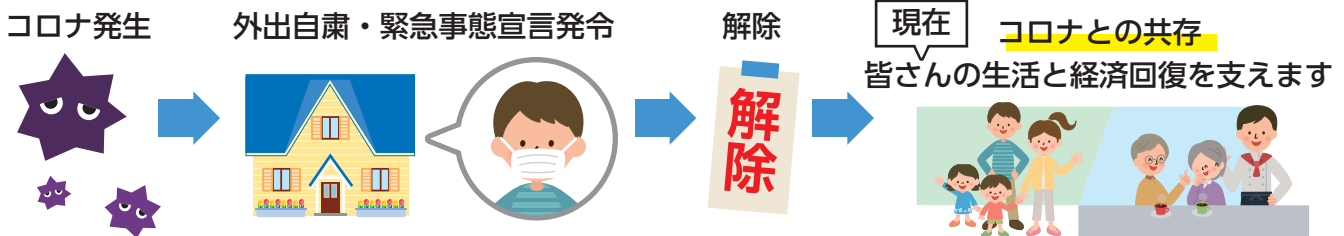
- ▼市有施設の貸館業務は、利用目的に応じて、本市の定めたイベント開催の判断基準を踏まえ、受け付け・貸し出します。
- ▼市が主催するイベント開催の基本的な考え方について、詳しくは、10ページをご覧ください。



ご活用ください

# 支援制度・相談窓口 (6月17日現在)

5月に緊急事態宣言が解除され、これからはコロナと共存しながら生活していくこととなります。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や休業した人、経済回復への支援策を設けています。



市独自



## 国の「持続化給付金」の対象とならない事業者を支援します 企業等応援助成金



ID 1023357

- ▼対象 売上が前年同月比20%以上50%未満減少した市内中小・小規模事業者、個人事業主。
- ▼助成額 法人で減少率が30%以上50%未満=最大50万円、20%以上30%未満=最大25万円。個人事業主で減少率が30%以上50%未満=最大25万円、

20%以上30%未満=最大12万5,000円(別途計算式により金額算出)。

- ▼その他 詳しくは、市ホームページをご覧になるか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター(平日、午前9時~午後5時) ☎(632)5209へ。

市独自



## 売上高などが減少している中小企業の資金繰りを支援します 新型コロナウイルス感染症対策特別資金



ID 1023114

- ▼対象 最近1月間の売上高、販売数量、売上総利益または営業利益率が、前々年または前年の同月1月間の3%相当以上減少していると認められる中小企業など。
- ▼融資額 1企業1年度当たり最大3,000万円。

相談・申請は、直接、市内の取扱金融機関へ。

- ▼その他 資格要件や融資期間、申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧になるか、商工振興課 ☎(632)2438へ。

市独自



## デリバリーなど新たな業態に取り組む事業者に補助します 新業態開拓等支援補助金



ID 1023358

- ▼対象 令和2年1月以降に新たな業態を開拓した、売上が前年同月比20%以上減少した市内中小・小規模事業者、個人事業主。
- ▼補助額 最大50万円(補助率2分の1)。

- ▼その他 申請期限や申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧になるか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター(平日、午前9時~午後5時) ☎(632)5209へ。

市独自



## 事業用賃貸物件の所有者が家賃減免した場合、減額の一部を補助します 家賃減免支援補助事業



ID 1024773

- ▼内容 貸店舗・テナントなどを借りている事業者(借主)の負担を軽減するため、事業用賃貸物件の所有者(貸主)が家賃減免を行った場合、その家賃減額分の一部を補助。
- ▼補助対象 事業用賃貸物件の令和2年4~12月支払分の賃料。
- ▼補助額 事業用賃貸物件(一般住宅を除く店舗、オ

フィスなど)の賃料から減額した金額の2分の1。最大3カ月分まで。ただし、貸主1者に付き最大50万円。申請は1回まで。

- ▼その他 詳しくは、市ホームページまたは、各地区市民センターなどに置いてあるパンフレットをご覧ください。
- 問 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(産業政策課内) ☎(632)5192





## 国の「持続化給付金」の対象とならない農業者に 最大25万円を助成します 農業応援助成金



ID 1023727

- ▼対象 次のすべてに該当する人。①令和元年の税務申告をした農業者(法人を除く)②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年のいずれかの1月間の農業収入が、令和元年の平均月収より20%以上50%未満減少した農業者。
- ▼助成額 30%以上50%未満=最大25万円、20%以

上30%未満=最大12万5,000円。

- ▼申請期限 令和3年1月15日(消印有効)。
- ▼申請方法 農業収入の状況を示した書類など、必要な書類を同封し、〒320-8540市役所新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会事務局(農業企画課内) ☎(632)2454へ。



## HOT NEWS

／ 買って食べて 市内飲食店を応援しよう /

### 「宮の食ベトクノチケット」(プレミアム付飲食券)の販売を開始しました

新型コロナウイルス感染症の影響が大きい飲食店を支援するため、市内の飲食店で使える飲食券をプレミアム率30%で販売します。さらに、早期利用でプレミアム率50%になるお得なチケットです。

■販売額 1冊5,000円で6,500円分の飲食券(500円13枚つづり)を販売。1人1回に付き2冊まで。複数回購入可。

#### 1 オンライン販売

- ▼販売期間 9月30日まで。
- ▼購入方法 専用ホームページに必要事項を入力し、クレジットカードで決済。決済確認後、飲食券冊子を指定された住所に郵送します。ただし、1人1回限り2冊まで。

#### 2 窓口販売

- ▼販売期間 10月31日まで。
- ▼購入方法 身分証明書(運転免許証、健康保険証など)をお持ちの上、各販売所へ。市内在住か通勤通学者は、学生証・社員証なども必要。

▼販売場所 平日=市内の郵便局(66カ所)。休日=JTB宇都宮店・関東自動車宇都宮駅前チケットセンター・うつのみや観光・宇都宮東郵便局・宇都宮中央郵便局の5カ所。

■対象 1 オンライン販売=市内在住者。2 窓口販売=市内在住か通勤通学者(窓口販売のみ)。

■利用可能店舗 取扱店登録をした宇都宮市内の飲食店(飲食を提供するホテルなどを含む)。飲食券は店内飲食の他、デリバリー・テイクアウトにも使えます。詳しくは、専用ホームページURL1をご覧ください。取扱店一覧でご確認ください。



▲専用ホームページ

■利用期間 12月28日まで。

■早期利用特典 9月末までに使い切った冊子を、10月末までに販売窓口へお持ちいただくと「もっと食ベトクノチケット1,000円分」と交換できます。

☎プレミアム付飲食券コールセンター ☎(341)6732

### 「宮の食ベトクノチケット」(プレミアム付飲食券)の取扱店を募集しています

- ▼募集期間 10月23日まで。
- ▼対象 市内で営業する3密対策を行っている飲食店(飲食を提供するホテルなど含む)。詳しくは、取扱店募集用ホームページURL2をご覧ください。
- ▼申請方法 取扱店募集用ホームページURL2の申請

フォームから申請。

または、プレミアム付飲食券コールセンター ☎(341)6732へお問い合わせください。

▼その他 登録・換金手数料は無料です。



▲取扱店募集用ホームページ

／ 宇都宮の農業を応援 /

### 宮の食ベトクノ地産地消フェア

- ▼実施期間 12月28日まで。
- ▼内容 地産地消推進店のうち「飲食店」「宿泊施設」のフェア参加店舗で、宇都宮産農産物を使用した料理を飲食(テイクアウト・デリバリー含む)してスタンプを集めると、抽選で宇都宮牛などの賞品が当たるフェア。
- ▼その他 詳しくは、リビング栃木ホームページURL3をご覧ください。

▼その他

☎フェアに関すること=地産地消フェア事務局(栃木リビング新聞社) ☎(600)8800、地産地消推進店に関すること=市地産地消推進会議事務局(農林生産流通課内) ☎(632)2843



▲リビング栃木ホームページ

／ 「新しい生活様式」に合った営業をしてみませんか? /

### テラス席やテイクアウトの売り場など、路上利用を希望する飲食店などを支援!

本市では、国の緊急措置を活用したテラス席設置などの路上利用を希望する飲食店などを支援しています。

詳しくは、33ページをご覧ください。

☎地域政策室 ☎(632)2108



## お済みですか？

### 特別定額給付金の申請は8月31日(月)まで



ID 1023352

緊急の生活支援として、対象者1人に付き10万円を給付します。

- ▼対象 基準日(令和2年4月27日)において、宇都宮市の住民基本台帳に記録されている人。
- ▼申請期限 8月31日(消印有効)。

- ▼その他 オンライン申請の受け付けを再開しました。郵送またはオンラインで申請してください。給付方法や申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。特別定額給付金コールセンター☎(688)8340へ。

### ⚠️ それ、もしかして悪質商法かも！？

不安な気持ちに便乗した悪質商法などが発生しているとの報告が寄せられています。身に覚えのないメールや金銭の要求を受けた場合には、その場で判断することなく、もう一度よく考えましょう。

マスクや健康食品の勧誘や、公的機関を名乗り、助成金の支給のため銀行口座などの個人情報聞き出すなどの事例が発生しています。少しでも不安に感じたら、消費生活センター☎(616)1547へご相談ください。



### ⚠️ 特別定額給付金給付の注意点

- 1 ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 2 ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 3 メールで手続きをお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。少しでも心配なことがあれば、特別定額給付金コールセンター☎(688)8340へ。



## 休業などで収入が減り、家賃が払えない人に 家賃の一部を支給します 住居確保給付金



ID 1004799

- ▼給付期間 原則3カ月間、最長9カ月間。
- ▼その他 対象や支給要件、申請方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。市社会福祉協議会自

立相談支援機関 住居確保給付金専用携帯ダイヤル☎090(8028)7570、☎090(8028)7571、☎(612)6668へ。

市独自



## 解雇(見込みを含む)・廃業などにより住居の退去を 余儀なくされる人へ 市営住宅を提供します



ID 1023608

- ▼受付日時 平日、午前8時30分～午後5時15分。
- ▼受付場所 住宅課(市役所9階)。
- ▼対象 市内に住居登録があり、解雇(見込みを含む)・廃業などにより住居の退去を余儀なくされる人。
- ▼提供戸数 20戸。ただし、申請状況によっては提供戸数を追加。
- ▼入居期間 原則6カ月以内(以降、6カ月の延長も可)。
- ▼使用料(家賃) 世帯収入により算出した額。ただし、

条件により、最大100%の減免措置があります。別途、光熱水費・共益費・駐車場使用料などの支払いが必要です。

- ▼申請方法 雇用先からの解雇などを証明できる書類(退職証明書・離職票・廃業届など)、身分証明書の写し(運転免許証・健康保険証など)をお持ちの上、住宅課に置いてある申請書・誓約書に必要事項を書き、直接、住宅課☎(632)2555へ。



## 休業などで生活費に困った時は、生活資金を 借りられます 生活福祉資金貸付制度



▲市社会福祉協議会ホームページ

- 緊急小口資金
- ▼対象 休業などにより収入が減少した人。
- ▼金額 原則10万円。条件により最大20万円。
- 総合支援資金
- ▼対象 失業などにより収入が減少した人。

- ▼金額 単身世帯15万円。2人以上の世帯20万円。ただし、原則3カ月以内。貸し付け条件あり。
- ▼その他 所得に関係なく利用できる他、返済までの期間が延長されました。詳しくは、市社会福祉協議会☎(636)1215へ。





## 家計が急変した世帯の人も対象になりました 奨学金をお貸しします



ID 1023589

- 応募資格** 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である、成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2人選任できる(父、母両方は不可)など。
- 貸付額(月額)**
- ▼**高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)・中等**

教育学校(後期課程) 自宅通学=1万7,000円、自宅外通学=1万8,000円。

- ▼**大学・大学院・短期大学・専修学校(専門課程)** 自宅通学=3万5,000円、自宅外通学=4万5,000円。

- その他** 申込方法など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。教育企画課 ☎(632)2705へ。

市独自



## 市民活動団体に最大10万円を助成します 市民活動団体応援助成金



ID 1023726

- ▼**対象団体** 次の全てに該当する団体。①公益的な活動を行っている団体(法人は除く)②設立目的や組織性が確認できる団体③令和2年1~12月のいずれかの月の収入が、前年同月比で20%以上減少していることが確認できる団体(昨年度決算において年間収入が5万円以上)。

- ▼**助成額** 20%以上50%未満=最大5万円、50%以上=最大10万円。

- ▼**申請期限** 令和3年1月15日(消印有効)。

- ▼**申請方法** 申請書兼請求書など、必要な書類(市ホームページから取り出し可)を同封し、〒320-8540市役所みんなでまちづくり課 ☎(632)2287へ。



## コロナに関する不当な差別や偏見など

### 一人で抱え込まないでまずはご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ、児童虐待、DVなどの被害に悩んでいる時は、ひとりで抱え込まず、まずはご相談ください。

また、新型コロナウイルス感染症患者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

- 人権に関する相談窓口(平日、午前8時30分~午後5時15分)**

- ▼**みんなの人権110番** ☎0570(003)110
- ▼**女性の人権ホットライン** ☎0570(070)810
- ▼**子どもの人権110番** ☎0120(007)110

- ▼**外国語人権相談ダイヤル** ☎0570(090)911

- ▼**インターネット人権相談** <https://www.jinken.go.jp/>

- 子どもの虐待に関する相談窓口**

- (平日、午前8時30分~午後5時15分)
- ▼**子ども家庭支援室** ☎(632)2390
- ▼**県中央児童相談所** ☎(665)7830
- ▼**児童相談所全国共通ダイヤル** ☎189(毎日24時間)

- DVに関する相談窓口**

- (火~土曜日、午前9時~午後5時。第4土曜日は正午まで)
- ▼**配偶者暴力相談支援センター** ☎(635)7751
- ▼**女性相談所** ☎(636)5731



## 悩んでいるのはあなただけじゃない

ID 1023514

### 今日から取り組んでみよう

### 心を元気にする4つのポイント

#### 1 体の健康に気を配りましょう

バランスの取れた食事、定期的な運動、睡眠を十分にとりましょう。運動や入浴、読書などの楽しめる時間を持ち、気分転換しながら、できる範囲でいつも通りの生活を意識しましょう。

#### 2 正しい情報を入手しましょう

公的機関が出している情報や信頼できる情報源から情報を得て、うわさやデマに惑わされないようにしましょう。情報に触れる時間を短くするのも、予防方法の1つです。

#### 3 お酒に頼りすぎないようにしましょう

お酒は睡眠の質を下げたり、気分が落ち込んだりする原因にもなります。不眠やつらい気持ちを紛らわせるために、お酒に頼りすぎないようにしましょう。



#### 4 信頼できる人と話をしましょう

心配事や不安を一人で抱え込まず、信頼できる人に話してみよう。相談機関を利用するのも1つの方法です。

